

アプリ利用規約

このアプリ利用規約（以下「本規約」といいます。）は、nat 株式会社（以下「当社」といいます。）が提供するアプリケーション「Scanat」（以下「本アプリ」といいます。）及び当社のweb サイト、本アプリの管理用マイページ、本アプリの学習コンテンツ等の本アプリに付随するサービス（以下「本サービス」といい、「本アプリ」と合わせて「本アプリ等」といいます。）の利用に関する条件を、本アプリ等を利用されるお客様（以下、「ユーザー」といいます。）と当社の間で定めるものです。ユーザーは、本アプリ等を利用することにより、本規約に同意したものとみなされます。

第1章 総論

第1条 （本アプリについて）

本アプリは、LiDAR センサーを搭載したモバイル機器で測量、平面図作成、見積を行うことを目的とした三次元スキャン機能を有する、当社が提供する「Scanat」と称するソフトウェアプログラムです。現在利用可能な機種は LiDAR センサーと iOS14 以上のバージョンを搭載した iPhone Pro シリーズ、iPad Pro シリーズです。

第2条 （本アプリ等の利用許諾）

当社は、ユーザーが本規約を遵守することを条件として、ユーザーに非独占的かつ譲渡不能な本アプリ等の利用権を許諾します。

第3条 （非保証）

当社は、次に掲げる事項を何ら保証するものではありません。また当社はユーザーに対して瑕疵を除去して本アプリ等を提供する義務を負いません。

- 1 本アプリ等がユーザーの特定の目的に適合すること、又は期待する機能、商品的価値、正確性若しくは有用性を有すること
- 2 ユーザーによる本アプリ等の利用がユーザーに適用される法令又は業界団体の内部規則等に適合すること
- 3 本アプリ等に瑕疵（セキュリティ等に関する欠陥、不具合等を含みますが、それに限定されません。）がないこと

第4条 （本アプリ等の内容の変更及び提供の中断）

- (1) 当社は、ユーザーへの事前の通知なく、必要に応じて、本アプリ等の内容を、変更、追加又は改良（以下「本アプリ等の内容の変更等」といいます。）できるものとします。
- (2) 当社は、必要に応じて、本アプリ等の提供を中断又は終了（以下「本アプリ等の提供の中

断等」といいます。) できるものとし、この場合、当社は、事前に、本アプリ等の提供を中断又は終了する旨をユーザーに通知します。

第5条 (権利帰属)

- (1) 本アプリ等に関する一切の知的財産権は、当社又は当社に本アプリ等に関するライセンスを許諾している者に帰属します。
- (2) 前項の規定にかかわらず、ユーザーが本アプリを利用して作成したスキャンデータ（以下「作成スキャンデータ」といいます。）の著作権、利用権及びその他の一切の権利は、当社に帰属しないものとし、ユーザーは、ユーザーの責任のもと、作成スキャンデータを自由に利用することができます。

第6条 (ID及びパスワードの第三者の利用)

ユーザーは、利用を許諾された本アプリ等のID及びパスワード（以下「ID等」といいます。）を、ユーザーと一体と認められる範囲内で第三者に利用させることができますが、第三者に譲渡、貸与又は担保提供することはできません。なお、当社は、ID等の不正使用をモニタリングする権利を留保します。

第7条 (ユーザーの責任)

- (1) ユーザーは、自らの責任において本アプリ等を利用するものとし、ユーザーが本アプリ等に関して行った一切の行為及びその結果についてはユーザーが一切の責任を負うものとし、当社はその責任を一切負いません。
- (2) ユーザーの本アプリ等の利用に起因して、当社に直接的又は間接的に何らかの損害が生じた場合（ユーザーの本アプリ等の利用に起因して、当社が、第三者よりクレーム等を受けた場合も含みます。）、ユーザーは、当社の請求に従って直ちに全ての損害（弁護士費用の負担も含みます。）を賠償するものとし、

第8条 (禁止事項)

- (1) ユーザーは、本アプリ等の利用に関して、又は当社に対して、次に掲げる行為をしてはなりません。
 - 1 本アプリ等の逆アセンブル、逆コンパイル、リバースエンジニアリング、その他本アプリ等のソースコードを解析する行為
 - 2 本アプリ等を複製、送信、譲渡又は改変する行為
 - 3 本アプリ等に関する未公表の脆弱性情報その他の技術上の秘密を、当社の承諾なく公表する行為
 - 4 本アプリ等の誤作動を誘引する行為、又は誤作動若しくは不具合を利用する行為

- 5 当社若しくは第三者の知的財産権、プライバシー権、名誉権その他の権利若しくは利益を侵害する行為又はそのおそれのある行為
 - 6 法令に違反する行為又はそのおそれのある行為
 - 7 不正アクセス行為又は第三者になりすます行為
 - 8 公序良俗に反する行為又は善良な風俗を害する行為
 - 9 本アプリ等の提供を妨げる行為又はそのおそれのある行為
 - 10 本アプリ等にかかるサーバーに過度な負担をかける行為
 - 11 当社に不利益若しくは損害を与える行為又はそのおそれのある行為
 - 12 その他当社が不適切と判断する行為
- (2) 当社は、ユーザーが前項に掲げる行為のいずれかを行ったと認めた場合又は本規約のいずれかの規定に反したと認めた場合、事前に通知することなく、当該ユーザーが利用する本アプリ等のID等に関して利用・レンタル契約を締結した事業者（以下「契約事業者」といいます。）が許諾を受けた全部又は一部のID等に基づく本アプリ等の利用の一時停止、中止その他の当社が必要と判断する措置を取ります。
- (3) ユーザーが第1項第1号又は第2号に違反し、本アプリ等に改良等を加えた場合、当該改良等にかかる著作権（著作権法第21条から第28条に定めるすべての権利を含みます）、特許権等その他の一切の法的権利は当社に帰属するものとし、当該改良等を加えたユーザーは当該法的権利を取得しません。
- (4) ユーザーは、前項の場合、当社又は当社の指定する第三者に対して著作者人格権を行使しないものとします。

第9条 （当社の免責）

- (1) 当社は、当社に故意又は重過失が存する場合を除いて、本アプリ等に起因してユーザーに生じたいかなる損害についても一切の責任を負いません。なお、次に掲げる損害は、本条の定めにより当社が免責される損害を明確化のために例示的に列挙しているものであり、当社が本条の規定に基づき免責されるのは、これらの損害が生じた場合に限定されません。
- 1 本アプリ等の内容の変更等又は本アプリの提供の中断等に起因してユーザーに生じた一切の損害
 - 2 作成スキャンデータを作成する過程で、又は作成した結果生じた一切の損害
 - 3 作成スキャンデータが不正確であったために生じた一切の損害
 - 4 ユーザーが作成スキャンデータを利用したことにより生じた一切の損害
 - 5 作成スキャンデータの滅失等により生じた一切の損害
 - 6 本アプリ等搭載機器を第三者に利用させて生じた一切の損害
 - 7 前条2項に基づき、当社が、契約事業者に対して当社が必要と判断する措置をとったことにより生じた一切の損害

- (2) 前項にかかわらず、ユーザー（ただし、利用・レンタル契約に基づき本アプリ等を利用するユーザーを除きます。以下本項において同様です。）が消費者契約法第2条1項の「消費者」に該当し、損害の発生につき当社に軽過失が存するときは、前項本文は適用されませんが、その場合であっても、本アプリ等に起因してユーザーに生じたあらゆる損害について当社が賠償する額は、ユーザーが当社に本アプリ等の利用対価として支払った総額を限度額とします。

第10条（本規約の変更）

- (1) 当社は、当社が必要と判断する場合、いつでも、本規約を変更できるものとします。この場合、当社は、その効力発生時期を定め、かつ、本規約を変更する旨及び変更後の本規約の内容並びにその効力発生時期を本アプリ等上に表示することその他の適切な方法により、相当期間前にユーザーに通知します。
- (2) ユーザーは、本規約の変更後、本アプリ等を利用することにより、本規約の変更に同意したものとみなされます。

第11条（ユーザーから取得した情報の取扱い）

当社は、ユーザーから取得したユーザーに関する情報について、当社が別途定めるプライバシーポリシーに則り、適法かつ適正に取り扱います。

第12条（表明保証）

- (1) ユーザーは、その所在地域が、(i) 米国政府の禁輸措置の適用を受けている地域又は米国政府により「テロ支援」国家に指定されている地域ではないこと、及び(ii)禁輸又は輸出制限の当事者として米国政府が指定した者でないことを表明し、かつ保証するものとします。
- (2) ユーザーは、当社に対し、ユーザー又はユーザーの役職員が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これに準ずる者（以下、総称して「暴力団員等」という。）に該当しないこと、及び暴力団員等と次に掲げる関係のいずれも有しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。
- 1 暴力団員等によって、ユーザーの経営が支配していると認められる関係
 - 2 暴力団員等が、ユーザーの経営に実質的に関与していると認められる関係
 - 3 ユーザーが、ユーザー若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的等をもって、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係
 - 4 暴力団員等に対して資金を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係

- 5 ユーザーの役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係
- (3) ユーザーは、自らが、又は第三者を利用して、何人に対しても、次に掲げる行為を行わないことを確約するものとします。
- 1 暴力的な要求行為
 - 2 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - 3 取引に関して脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
 - 4 風説を流布し、偽計を用い、若しくは威力を用いて、信用を毀損し又は業務を妨害する行為
 - 5 前各号に類する行為

第13条（Apple との関係）

本規約は、ユーザーと当社との間に適用されるものであり、One Apple Park Way, Cupertino, California 95014, U.S.A.に主たる事務所を有するカリフォルニア州法人である Apple Inc.は、本アプリに関して何ら責任を負わないものとします。

第14条（分離可能性）

本規約のいずれかの条項の全部又はその一部が、法令等により無効又は執行不能と判断された場合であっても、当該条項の全部又は一部以外の本規約の条項は、引き続き完全に効力を有するものとします。

第15条（準拠法及び管轄裁判所）

- (1) 本規約は、日本法に準拠し、日本法に従って解釈されます。
- (2) 本規約に関して紛争が発生した場合には、その訴額に応じ、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第2章 サブスクリプションに関する規約

第16条（サブスクリプション）

- (1) 本アプリの主要機能をご利用いただくためには、サブスクリプション（有償）にご加入いただき、本アプリをアクティベート（有効化）する必要があります。
- (2) サブスクリプションの料金（以下「本利用料金」といいます。）は、当社が定める方法を使ってお支払いいただくことが可能です。

第17条（本章の適用）

- (1) 本章の規定は、本アプリのサブスクリプションにお申込みいただくユーザーのうち、前条2項のお支払方法を希望するユーザーに適用されます。この場合、当該ユーザーには、第1章の定めに加え、本章の定めが適用されるものとします。
- (2) 別途、当社との間で、利用・レンタル契約を締結したユーザーとの当該契約に基づく取引については、本章の規定は適用されず、当該契約書の定めに従うものとします。

第18条（申込）

- (1) 第16条2項に定める方法により、本利用料金を支払うことを希望するユーザーは、改めて、本規約及びプライバシーポリシーに同意の上、本アプリ等上から、本アプリのサブスクリプションにお申し込みいただくことができます。
- (2) お申込みが完了した時点で、当社とユーザーとの間には、本アプリ利用にかかる有償契約（以下「本サブスクリプション契約」といいます。）が成立するものとします。
- (3) ユーザーが未成年者、成年被後見人、被保佐人又は被補助人のいずれかの場合には、親権者、法定代理人、後見人、保佐人又は補助人による本規約の確認及び同意が必要になります。1項のお申込みをした未成年、成年被後見人、被保佐人又は被補助人のユーザーは、親権者、法定代理人、後見人、保佐人又は補助人の上記同意を得て利用しているものとみなします。

第19条（利用料金）

- (1) ユーザーは、本サブスクリプション契約に基づき、月額又は年額（お申込時に選択）による本利用料金を支払うものとします。
- (2) 本利用料金の月額又は年額の金額は、お申込の際、決済ページに表示された額とします。
- (3) 前項の定めにかかわらず、本サブスクリプション契約の更新時に、本利用料金の金額が変更となる場合があります。その場合、当社は、事前に、ユーザーに対し、その旨を通知します。
- (4) 本利用料金は、初回のお申込時点で直ちに課金されます。以後、本サブスクリプション契約の契約更新があった場合、更新後の初日に、都度、課金されます。
- (5) 理由の如何にかかわらず、ユーザーが本アプリ等の利用をすることができなくなった場合、本サブスクリプション契約が終了した場合、及び当社が定める方法によりサブスクリプションの解約手続を行った場合であっても、当社は、本利用料金をユーザーに対して返金しないものとします。

第20条（アクティベート）

- (1) 本利用料金の初回課金後速やかに、本アプリはアクティベートされ、利用可能となります。
- (2) 本サブスクリプション契約が終了した場合、当社は、直ちに、ユーザーが本アプリの利用

を継続することができないように、技術的な措置を行うことができるものとします。本サブスクリプション契約が終了した時点で、本アプリは、アクティベートされていない状態になります。

第21条（契約期間）

- (1) 本サブスクリプション契約の契約期間は、料金プランに応じ、以下の各号に定めるとおりとします（いずれも、期間は、初日を算入して計算するものとします。）。
 - ①月額払いの場合：お申込日から1か月間
 - ②年払いの場合：お申込日から1年間
- (2) 本サブスクリプション契約の契約期間満了までにユーザーが更新拒絶をしない限り、本サブスクリプション契約は、従前と同一期間更新されるものとし、以後も同様とします。
- (3) ユーザーは、当社が定める方法によりサブスクリプションの解約手続を行うことにより、契約の更新拒絶をすることができます。この場合、本サブスクリプション契約は、更新拒絶日の属する契約期間が満了する日で終了し、ユーザーは、それまでの間、本アプリをご利用いただけます。

第22条（中途解約）

ユーザーの都合により、本サブスクリプション契約のお申込みを撤回又は契約期間途中での中途解約をすることはできません。但し、ユーザーは、前条3項に定めるとおり、当社が定める方法によりサブスクリプションの解約手続を行うことができます。

第23条（本サブスクリプション契約の解除）

- (1) 当社は、ユーザーに次の各号の事由の一が生じたときは何等の催告なしに、本サブスクリプション契約の全部又は一部を直ちに解除することができるものとします。
 - 1 本規約に違反したとき（当該違反が契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときも含む。）
 - 2 支払停止若しくは支払不能の状態に陥ったとき
 - 3 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始又は特別清算開始の申立てを受け、又は自ら申立てを行ったとき
 - 4 自ら振り出し若しくは引き受けた手形又は小切手について、一度でも不渡処分を受けたとき
 - 5 監督官庁より事業停止又は事業免許若しくは事業登録の取消処分等を受けたとき
 - 6 解散、会社分割、事業譲渡又は合併の決議をしたとき
 - 7 その他、支払能力の不安又は背信的行為の存在等、本サブスクリプション契約を継続することが著しく困難な事情が生じたとき

(2) 前項の場合、ユーザーは当社が被った損害の一切を賠償するものとします。

【2021年12月01日制定】

【2022年07月11日改定】

【2023年06月01日改定】